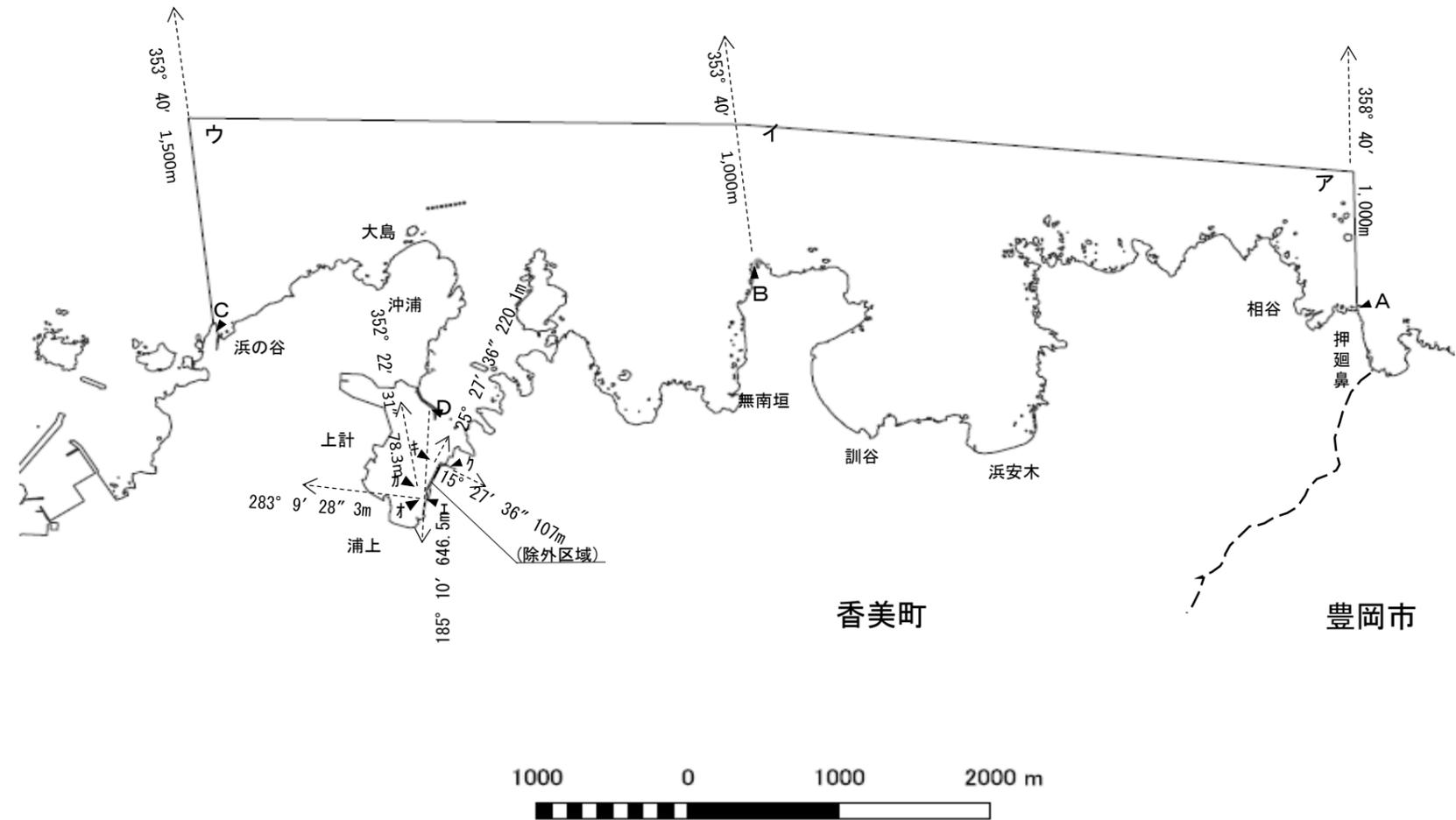


免許番号 共第213号

漁場の位置 美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。
(除外区域)
次の点のうちエ、オ、カ、キ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端
(北緯35度39.74分、東経134度43.92分)
 - B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端
(北緯35度39.92分、東経134度41.29分)
 - C 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷)
(北緯35度39.68分、東経134度38.91分)
 - D 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点
(北緯35度39.34分、東経134度39.89分)
 - ア Aから358度40分1,000メートルの点
(北緯35度40.28分、東経134度43.90分)
 - イ Bから353度40分1,000メートルの点
(北緯35度40.46分、東経134度41.22分)
 - ウ Cから353度40分1,500メートルの点
(北緯35度40.49分、東経134度38.80分)
 - エ Dから185度10分646.5メートルの点
(北緯35度38.99分、東経134度39.85分)
 - オ エから283度9分28秒3メートルの点
(北緯35度38.99分、東経134度39.85分)
 - カ オから352度22分31秒78.3メートルの点
(北緯35度39.03分、東経134度39.84分)
 - キ カから25度27分36秒220.1メートルの点
(北緯35度39.14分、東経134度39.90分)
 - ク キから115度27分36秒107メートルの点
(北緯35度39.12分、東経134度39.97分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第213号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場	別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）				免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件
	2	いそ刺網漁業		3月1日から10月31日まで					な し
2	いかかご漁業		3月1日から7月31日まで						
	以下余白		以下余白						
海区	但馬海区	免許番号	共 第 213 号			摘要			

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		